

訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

＜ 令和 年 月 日現在 ＞

当事業所は、公益社団法人東京都看護協会（以下「当協会」といいます。）直営の事業所です。
当協会は、主として公益目的事業を実施しています。

1. 訪問看護ステーションの指定番号およびサービス提供地域

事業者名	公益社団法人東京都看護協会 東京都看護協会立城北看護ステーション
所在地	東京都練馬区北町 8-37-22 第 5 相原ビル 202 号
事業所番号	東京都知事指定 介護保険 指定訪問看護事業所番号 第 1 3 6 7 1 9 1 8 5 1
サービス提供する地域	練馬区：北町、田柄、光が丘、春日町、平和台 板橋区：赤塚新町、赤塚 * 上記以外の方でもご希望の方はご相談ください。

2. 事業所の職員体制

職員	資格	業務	常勤	非常勤	兼務	計
管理者	保健師	総括・訪問看護	1名			1名
訪問看護師	保健師・看護師	訪問看護	5名	2名	3名	10名
理学療法士	理学療法士	リハビリテーション	2名	0名		2名
その他	事務職	保険請求事務・他	1名	1名		2名

※理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであり、看護職員の代わりに訪問するという位置づけのものです

3. 営業日時

月曜日～金曜日：	午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分
土・日・祝祭日・年末年始	ご相談ください

* 緊急連絡電話 （別紙をご覧ください）

4. サービスの利用開始

お申し込みいただき、医師からの訪問看護指示書を受け取った後に、当事業所の職員が伺います。その際、契約を締結し、サービスの提供を開始します。

医師からの訪問看護指示書発行には診療報酬の訪問看護指示料（300 点）が発生しますのでご了承ください。（かかりつけの医療機関への支払いとなります）

5. 訪問看護の内容

- (1) 病状の観察、心身の観察とケア
- (2) 日常生活の援助と指導（食事指導・排泄介助・身体の清潔保持・床ずれ予防）
- (3) 医師の指示による医療処置
- (4) リハビリテーション
- (5) 介護者、家族の健康・療養・介護についての相談
- (6) 各種在宅サービスに関する相談と情報提供
- (7) ターミナルケア（終末期のケア）

6. 訪問時間及び費用

【介護保険】

（令和6年6月1日改定）

(1) 基本料金

訪問看護（基本料金）					介護予防訪問看護（基本料金）			
訪問時間	単位数	自己負担分／回			単位数	自己負担分／回		
		1割	2割	3割		1割	2割	3割
20分未満 （*算定要件あり）	314 単位	358 円	716 円	1,074 円	303 単位	346 円	691 円	1,037 円
30分未満	471 単位	537 円	1,074 円	1,611 円	451 単位	515 円	1,029 円	1,543 円
30分以上 60分未満	823 単位	939 円	1,877 円	2,815 円	794 単位	906 円	1,811 円	2,716 円
60分以上 90分未満	1128 単位	1,286 円	2,572 円	3,858 円	1090 単位	1,243 円	2,486 円	3,728 円
理学療法士等の場合 1回 20分	294 単位	336 円	671 円	1,006 円	284 単位	324 円	648 円	972 円

※訪問看護費の額は、介護保険法に基づいた単位数に、地域区分（1級地 11.40 円）の単価を乗じた額となっております。

※理学療法士等による訪問看護は、1回当たり 20分以上とし、週に 6回を限度として訪問できます。

(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護による訪問看護

項目	単位数／月	自己負担分／回		
		1割	2割	3割
定期巡回・随時対応型訪問介護看護との連携による訪問看護	2,961 単位	3,376 円	6,751 円	10,127 円
* 要介護 5 の利用者	上記に 800 単位の加算	4,288 円	8,575 円	12,863 円
特別指示等医療保険の訪問看護期間	97 単位/日の減算			
要介護 5 への変更、短期入所利用者等	日割計算			

(3) 各種加算料金

項目	内容	単位数	自己負担分		
			1割	2割	3割
緊急時訪問看護加算 (Ⅰ) (月1回)	必要に応じての緊急訪問対応契約	600 単位	684 円	1,368 円	2,052 円
緊急時訪問看護加算 (Ⅱ) (月1回)		574 単位	654 円	1,308 円	1,963 円
特別管理加算 Ⅰ (月1回)	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態等	500 単位	570 円	1,140 円	1,710 円
特別管理加算 Ⅱ (月1回)	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等	250 単位	285 円	570 円	855 円
複数名訪問加算 Ⅰ	2人の看護師が同時に訪問看護を行う場合 30分未満	254 単位	290 円	579 円	868 円
	30分以上	402 単位	459 円	917 円	1,374 円
長時間訪問看護加算	1回の訪問が90分以上超えた場合	300 単位	342 円	684 円	1,374 円
サービス提供体制強化加算	厚生労働大臣が定める基準に適合	3 単位	4 円	7 円	11 円
ターミナルケア加算	在宅で看取りに必要なケアがなされた時	2,500 単位	2,850 円	5,700 円	8,550 円
初回加算 (Ⅰ)	病院、診療所等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合	350 単位	399 円	684 円	1,026 円
初回加算 (Ⅱ)	新規に訪問看護計画を作成し訪問看護を提供した場合	300 単位	342 円	684 円	1,026 円
退院時共同指導加算	入院中若しくは入所中の者に対して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合	600 単位	684 円	1,368 円	2,052 円
看護・介護職員連携強化加算 (月1回)	たんの吸引等が必要な利用者に訪問介護事業所と連携し、計画の作成等に対する助言等の支援を行った場合	250 単位	285 円	570 円	855 円
看護体制強化加算 (Ⅰ)	中重度の要介護者の在宅生活を支える訪問看護体制の評価、基準に適合している場合	550 単位	627 円	1,254 円	1,881 円
看護体制強化加算 (Ⅱ)		200 単位	228 円	456 円	684 円
看護体制強化加算 (予防訪問看護)		100 単位	114 円	228 円	342 円
早朝・夜間加算	6時～8時・18時～22時	単位数の25%			
深夜加算	22時～6時	単位数の50%			
専門管理加算	緩和ケア等に係る専門の研修を受けた看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	250 単位	585 円	570 円	855 円
口腔連携強化加算	口腔の評価を歯科医療機関及び介護支援専門員に情報提供した場合	50 単位	57 円	114 円	171 円
<p>*介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。後日サービス提供証明書を保険者の窓口へ提出しますと、自己負担額との差額の払い戻しを受けることができます。</p> <p>*主治医の診療に基づき、一時的に頻回な訪問看護の必要性を認めた場合は、特別訪問看護指示書の交付により医療保険にて訪問します。</p>					

【医療保険】

(令和6年6月1日改定)

*訪問回数は厚生労働大臣の定める疾病等及び特別訪問看護指示書が交付された場合を除き、週3日までとなっています。

*訪問時間は30分以上1時間30分未満となっています。

*料金は下記の通りですが、自己負担分は保険の種類などにより異なります。(1~3割)

*生活保護、精神、難病等公費を利用する場合は料金が異なります。

*休業日訪問や各種保険の利用がない場合は、別途その他料金を請求させていただきます。

(1) 基本料金(基本療養費と管理療養費を合わせて請求)

項目	内容		自己負担分/回			
			1割	2割	3割	
訪問看護基本療養費(Ⅰ) 保健師、助産師、看護師による場合	週3日まで		555円	1,110円	1,665円	
	週4日目以降		655円	1,310円	1,965円	
	悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケアまたは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が訪問した場合		1,285円	2,570円	3,855円	
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合		週3日まで	555円	1,110円	1,665円	
訪問看護基本療養費(Ⅱ)	同一建物居住者で 同一日複数者	週3日まで	同一日2人	555円	1,110円	1,665円
			同一日3人	278円	556円	834円
		週4日目以降	同一日2人	655円	1,310円	1,965円
			同一日3人	328円	656円	984円
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合	週3日まで	同一日2人	555円	1,110円	1,665円	
		同一日3人	278円	556円	834円	
訪問看護基本療養費(Ⅲ)	外泊中の訪問看護・算定要件あり		850円	1,700円	2,550円	
管理療養費	月の初日		767円	1,534円	2,301円	
	機能強化型Ⅰ		1323円	2,646円	3,969円	
	機能強化型Ⅱ		1003円	2,006円	3,009円	
	機能強化型Ⅲ		870円	1,740円	2,610円	
	月の2日目以降		管理療養費1 管理療養費2	300円 250円	600円 500円	900円 750円
精神科基本療養費(Ⅰ)	週3日まで	30分未満	425円	850円	1,275円	
		30分以上	555円	1,110円	1,665円	
	週4日以降	30分未満	510円	1,020円	1,530円	
		30分以上	655円	1,310円	1,965円	
精神科基本療養費(Ⅲ)	同一建物居住者で 同一日複数者(30分未満の場合は別)	週3日まで(30分以上)	同一日2人	555円	1,110円	1,665円
			同一日3人	278円	556円	834円
		週4日目以降(30分以上)	同一日2人	655円	1,310円	1,965円
			同一日3人	328円	656円	984円
精神科基本療養費(Ⅳ)	外泊中の訪問看護・算定要件あり		850円	1,700円	2,550円	

(2) 各種加算料金

項目	内容		自己負担分/回		
			1割	2割	3割
24時間対応体制加算(月1回)	(イ) 24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組みが行われている		680円	1,360円	2,040円
	(イ) 以外		652円	1,304円	1,956円
緊急訪問看護加算(月1回)	診療所、在宅療養支援病院との連携により緊急訪問した場合	月14日目まで	265円	530円	795円
精神科緊急訪問看護加算(月1回)		月15日目以降	200円	400円	600円
夜間・早朝訪問看護加算	6時～8時・18時～22時		210円	420円	630円
深夜訪問看護加算	22時～6時		420円	840円	1,260円
特別管理加算(月1回)	在宅悪性腫瘍患者指導管理等や留置カテーテルを使用している場合など		500円	1,000円	1,500円
	在宅酸素・経管栄養、訪問点滴注射管理指導、真皮を超える褥創の状態等		250円	500円	750円
長時間訪問看護加算	90分を超える訪問看護 特別訪問看護指示書による利用者、特別な管理を必要とする者は週1回、15歳未満の超重症児・準超重症児、15歳未満の医療的ケア児は週3回		520円	1,040円	1,560円
複数名訪問看護加算 *看護師等と同時(看護師、保健師、理学・作業療法士)週3日を限度	週1回 1日に1回	同一敷地内2人まで	450円	900円	1,350円
		同一敷地内3人以上	400円	800円	1,200円
	週2～3回 1日に1回	同一敷地内2人まで	300円	600円	900円
		同一敷地内3人以上	270円	540円	810円
	1日に2回	同一敷地内2人まで	600円	1,200円	1,800円
		同一敷地内3人以上	540円	1,080円	1,620円
1日に3回 以上	同一敷地内2人まで	1,000円	2,000円	3,000円	
	同一敷地内3人以上	900円	1,800円	2,700円	
複数名精神科訪問看護加算	1日1回	同一敷地内2人まで	450円	900円	1,350円
		同一敷地内3人以上	400円	800円	1,200円
	1日2回	同一敷地内2人まで	900円	1,800円	2,700円
		同一敷地内3人以上	810円	1,620円	2,430円
	1日3回以上	同一敷地内2人まで	1,450円	2,900円	4,350円
		同一敷地内3人以上	1,300円	2,600円	3,900円
難病複数回訪問加算	1日につき	同一敷地内2人まで	450円	900円	1,350円
		同一敷地内3人以上	400円	800円	1,200円
	1日3回以上訪問の場合	同一敷地内2人まで	800円	1,600円	2,400円
		同一敷地内3人以上	720円	1,440円	2,160円
乳幼児加算(6歳未満)	(1日につき)				
	(イ) 6歳未満乳幼児		130円	260円	390円
	(ロ) 6歳未満かつ超重症児、準超重症児		180円	360円	540円

退院時共同指導加算	入院中若しくは入所中の者に対して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合	800 円	1,600 円	2,400 円	
特別管理指導加算	* 特別管理加算対象の方の場合追加加算	200 円	400 円	600 円	
退院支援指導加算	末期の悪性腫瘍等の患者に対し、退院日に在宅において療養上必要な指導を行った場合	600 円	1,200 円	1,800 円	
	長時間の訪問を要する者に対し長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合	840 円	1,680 円	2,520 円	
在宅患者連携指導加算	訪問診療を実施している医療関係職種間で、月2回以上、文書により情報共有を行い、共有された情報を基に、利用者・その家族に対して指導を行った場合	300 円	600 円	900 円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	※月2回まで	200 円	400 円	600 円	
看護・介護職員連携強化加算 (月1回)	たんの吸引等が必要な利用者に訪問介護事業所と連携し、計画の作成等に対する助言等の支援を行った場合	250 円	500 円	750 円	
専門管理加算 (月1回)	緩和ケア、褥瘡または人工肛門ケア等に係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	250 円	500 円	750 円	
訪問看護ターミナルケア療養費	ターミナルケア療養費Ⅰ	自宅	2,500 円	5,000 円	7,500 円
	ターミナルケア療養費Ⅱ	施設	1,000 円	2,000 円	3,000 円
情報提供療養費 1	区市町村等	150 円	300 円	450 円	
情報提供療養費 2	学校、保育所等入学入園、転学転園時	150 円	300 円	450 円	
情報提供療養費 3	入院・入所の際	150 円	300 円	450 円	
DX 情報活用加算 (月1回)	医療 DX 情報活用した訪問看護の提供	5 円	10 円	15 円	
訪問看護ベースアップ評価料 (月1回)	訪問看護ステーションの処遇改善	78 円	156 円	234 円	

7. その他の料金について（自費）

(1) 訪問看護キャンセル料金（消費税 込）	当日ご連絡を頂いた場合	1,100 円
	当日ご連絡がなく、職員が出向いた場合	11,000 円
(2) 交通費	実施地域以外の方は公共交通機関の実費相当	
	医療保険の方で、営業時間外・休業日の緊急訪問時に公共交通機関を使用した場合の実費	
(3) エンゼルケア（死後の処置）料金（消費税込）		22,000 円
(4) 医療保険の方の求めに応じて、営業日以外・営業時間外に臨時で訪問した場合かつ、緊急訪問看護加算・夜間早朝訪問加算・深夜訪問加算を算定できない場合（消費税込）		
	ア) 訪問時間が 2 時間を超えた場合の加算（30 分につき）	2,200 円
	イ) 営業時間外 17：15～8：45 の加算（30 分につき）	2,750 円
	ウ) 営業日以外（土日・祝日・年末年始）の加算（30 分につき）	
	8：45～17：15	3,300 円
	17：15～22：00	3,850 円
	22：00～7：00	4,400 円
	7：00～8：45	3,850 円
(5) 医療保険・介護保険が利用できない時の訪問看護（消費税込）		
	1 回につき	11,000 円
	営業時間外加算	5,500 円
	深夜加算(22:00～6:00)	5,500 円
	休日加算	5,500 円

8. キャンセルについて

訪問看護をキャンセルされる場合は、前日の 17 時 15 分までにご連絡ください。

当日キャンセルの場合は、キャンセル料金が発生します。ただし、体調不良による緊急受診・入院の場合はこの限りではありません。

9. 利用料金の請求と支払方法

- (1) 支払い方法は、銀行等の指定口座より自動引き落としとなります。
- (2) 月ごとに精算し、当該月分の請求書を翌月の 10 日前後に発行いたします。翌月の 27 日に指定口座より引き落としさせていただきます。引き落としの完了確認後、領収書を発行いたします。
- (3) 預金残高不足で引き落としができなかった場合は翌月に合わせて請求させていただきますが、2 ヶ月間続けて引き落としができなかった場合は、現金で集金させていただきます。
- (4) 領収書の再発行はいたしません。確定申告の医療費控除を受ける場合に必要です。大切に保管してください。

10. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、利用者の家族・主治医・居宅介護支援事業者・区市町村等に対して

連絡等を行います。当該事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、事故原因を解明して再発生を防ぐための対策を講じます。また、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 1. 天災等発生時の訪問

天災その他の事由により連絡なく契約上定められた時期に訪問することができなくなる場合があります。

1 2. 学生の実習

当事業所では、看護大学や看護専門学校等の学生実習を受け入れています。ご都合をお伺いして看護師と一緒に訪問させていただく場合があります。

1 3. 秘密の保持と個人情報の保護

職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後及び職員の退職後も同様です。また、利用者又は家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者及び家族の個人情報を用いません。

1 4. 虐待防止のための措置

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、虐待防止を普及・啓発するための研修を実施する等の措置を講じます。

- (1) 事業所は利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (2) 当該事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (4) 事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。

虐待防止責任者： 所長 濱田真子

1 5. 身体的拘束等の適正化のための措置

事業所は、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、以下の対策を講じます。

- (1) 身体的拘束を行う場合には、主治医及び他機関と連携を図り、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備いたします。
- (3) 身体的拘束などの適正化のための委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (4) 職員に対して身体的拘束等の適正化のための研修等を定期的実施します。

16. ハラスメントの防止

事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 職場内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめる行為
 - ③ 性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- 上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、利用者及びその家族等が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、ハラスメント防止委員会により、再発防止策を検討します。
 - (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
 - (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善、利用契約の解約等の措置を講じます。

17. 感染症対策について

事業所において感染症の発生、又は蔓延しないように次に掲げる措置を講じます。

- (1) 職員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備いたします。
- (3) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (4) 職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

18. 事業継続に向けた取り組みについて

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19. サービス内容に関する苦情

(1) 相談窓口を設置していますので下記の番号にご連絡下さい

担 当：東京都看護協会立城北看護ステーション 濱田 真子

電話 03-3931-2231 (受付時間 月曜～金曜 午前8時45分～午後5時15分)

(2) 当事業所以外にも以下のとおり苦情を受け付ける窓口があります。

< 練馬区 >

- | | |
|---|-----------------|
| <input type="checkbox"/> 北町地域包括支援センター (錦、北町1～5、8、平和台) | 電話 03-3937-5577 |
| <input type="checkbox"/> 北町はるのひ地域包括支援センター (氷川台、早宮、北町6・7) | 電話 03-5399-5347 |
| <input type="checkbox"/> 田柄地域包括支援センター (田柄1～4、光が丘1) | 電話 03-3825-2590 |
| <input type="checkbox"/> 練馬高松園地域包括支援センター (春日町、高松1～3) | 電話 03-3926-7871 |
| <input type="checkbox"/> 光が丘地域包括支援センター (光が丘2・4～6、旭町、高松5-13～24) | 電話 03-5968-4035 |
| <input type="checkbox"/> 光が丘南地域包括支援センター (高松4・5-1～12、田柄5、光が丘3・7) | 電話 03-6904-0312 |
| <input type="checkbox"/> 育秀苑地域包括支援センター (土支田、高松6) | 電話 03-6904-0192 |
| <input type="checkbox"/> 練馬区保健福祉サービス苦情調整委員事務局 | 電話 03-3993-1344 |

< 板橋区 >

- | | |
|--|-----------------|
| <input type="checkbox"/> 板橋区役所介護保険課 介護保険苦情・相談室 | 電話 03-5970-1202 |
|--|-----------------|

< 東京都 >

- | | |
|---|-----------------|
| <input type="checkbox"/> 東京都国民健康保険団体連合会 介護相談指導課 | 電話 03-6238-0177 |
|---|-----------------|

訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

名称 公益社団法人東京都看護協会 東京都看護協会立城北看護ステーション

住所 〒113-0023

東京都練馬区北町 8-37-22 第 5 相原ビル 202 号

代表 管理者 濱田 真子

説明者 氏 名

令和 年 月 日

私は、本書面により、事業者から訪問看護サービスについての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 _____

氏 名 _____

代理人 住所 _____

氏 名 _____

(続柄: _____)